

平成29年9月12日

弁護士 坂田 洋介

## 1 訴訟の現状。

これまで24回の口頭弁論が行われ、責任論（国と東電の責任）と損害論（いわき市民の損害）の主張と立証を積み重ねてきました。

このような中、本件訴訟と同じ大規模集団訴訟として、本年3月に前橋判決が言い渡され、今月9月22日には千葉地裁の判決が、来月10月10日には福島地裁本庁で生業訴訟の判決が言い渡されます。特に、生業訴訟の判決は、本件訴訟と同じ争点である「避難区域でない放射能汚染地域（福島市等）の滞在者の平穏生活権侵害」に対する初めての司法判断です。

これらの判決は、本件訴訟の裁判官も注目しており、その判決の到達点と課題をしっかりと分析し、これまでの原告の主張と立証を点検して、場合によりその主張と立証を補充することなどが必要となります。

今回の期日においては、本年3月に出された前橋判決（いわき市からの避難者を含む）の「責任論」について解説した準備書面を提出しました。

## 2 原告が提出した主な書面

### ○準備書面（49）：被告国と被告東京電力の責任を認めた前橋地裁判決について

前橋判決は、国と東電の責任について、本件訴訟における原告の主張とほぼ同様の判断を行って、その責任を認定しました。

東電については、予見の対象を本件地震・津波そのものとはせず、「敷地面の高さを超える津波と非常用電源設備等の浸水」を予見の対象として、「長期評価」が策定された2002年には予見が可能であったとし、また非常用電源設備の高台移設などを行っていれば本件事故が発生しなかったとして、その責任を認めています。

また、国についても、被侵害法益が重大であることを前提に、規制権限不行使の責任を認めています。

## 3 被告らが提出した書面

### （1）東電

準備書面も証拠も提出せず。

### （2）国

第17準備書面：外国籍の原告に関する国賠請求権の有無に関する主張

第18準備書面：国の規制権限不行使の責任について、これまで証拠として提出していた専門家の意見書に基づき主張

### 3 当日の期日の進行

- (1) 原告ら代理人から、提出した原告準備書面（４９）について、意見陳述を行った。
- (2) 裁判所が、原告と被告に対し、今後の予定の確認をした。

原告は、責任論について、これまでの被告ら準備書面に反論する準備書面を提出する。外国籍原告の国賠請求権について検討する。

東電は、原告が損害論に関する準備書面を提出したときに、その反論書面を提出することを考えている。

国は、前橋判決と本件訴訟とは証拠構造が異なるので、それを指摘する書面を提出する。

以上